

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

佐世保市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 10 月 日

震災に便乗した果物の訪問販売にご注意を！

事例

「東日本大震災の被災地からやってきた」という業者が訪ねてきた。トラックにリンゴを積んでいるので見に来てほしいといわれ出向いた。トラックには3種類のリンゴがあり、「皆さんにたくさん買ってもらっています。」といわれた。5個購入すると伝えたら、棒秤で重さを量り、「3キロありますね。」といわれ、値段を尋ねてもはっきりと言わなかった。自宅まで運んでくれたときに、3000円といわれ驚いた。購入したリンゴのうち3個は不揃いのリンゴであり、このような値段がするはずはないが、断る勇気もなく購入してしまった。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 震災に便乗したと思われる悪徳商法に関する相談です。
- 2 このケースの場合、訪問販売に該当し、本来はクーリング・オフが可能と思われませんが（現金取引の場合には、3000円以上であること）業者の連絡先などが不明では対応が困難です。
- 3 購入する場合は、申し込みをする前に値段の確認をしましょう。
- 4 業者と連絡が取れるようにするために、必ず業者名と連絡先を聞き、領収書を受け取るようにしましょう。また、連絡先を教えない業者からは、商品を購入しないようにしましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。

おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口

